

南魚沼市 空家等除却事業補助金

危険な空家の発生を未然に防ぐことを目的として、空家の除却(解体)に補助金を交付します。

- 受付開始 令和8年4月1日(水曜日)～予算に達するまで
- 補助額 20万円(居住誘導区域内は24万円)
- 対象空家(市内に現存する建物(専用住宅または併用住宅))
 - ・過去1年以上使用されていない
 - ・今後使用する見込みがない(相続によるもの)
 - ・この補助金を受ける目的で故意に放置したものでないこと
 - ・他の補助金等を受けて新築等している場合は、財産処分の制限期間が経過していること等
- 対象者
 - ・建物の所有者
 - ・所有者の相続人
 - ・申請者とその世帯員全員に市税の滞納がない
- 対象工事
 - ・対象空家と付随する工作物を全て除却し更地とする工事
 - ・建替えによる工事でないこと
 - ・市内業者が施工する工事
 - ・50万円を超える工事
- 対象経費
 - ・解体、廃材の収集運搬、工作物の撤去費用等(家財家具の処分費を除く)
- 必要書類
 - ・工事見積書
 - ・対象家屋の登記事項証明書(未登記の場合は課税台帳登録証明書)の写し
 - ・位置図、写真(相続により取得した空家の場合は必要書類が異なるためお問い合わせください)
- 条件
 - ・跡地周辺の適正な維持管理に努めること
 - ・申請者及び2親等以内の親族が工事完了後3年以内に跡地に建物を建築等しないこと

南魚沼市役所総務課防災庶務班(防災担当)

TEL : 025-773-6660 FAX : 025-772-3055

Mail : bousai@city.minamiuonuma.lg.jp